

告 示

埼玉県告示第百六十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

大山 満	菊地 俊介	小林 良樹	野水 眞	富岡 秀行	医師の氏名
肢体不自由	視覚障害	心臓器機能障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして、機能障害、肢体不自由	心臓器機能障害	指定障害区分
大山クリニク	社会医療法人 熊谷総合病院	医療法人一晃会 小林病院	医療法人財団健和会 みさと健和病院	医療法人道心会 草加循環器クリニック	医療機関の名称
一 飯能市川寺四百八十八	熊谷市中西四一五一一	入間市宮寺二千四百十七	四一 三郷市鷹野四一四百九十四一	2 草加市氷川町二千百三十一一六ヒルズコート 2F	医療機関の所在地
令和七年十二月十四日	令和七年十二月十三日	令和七年八月二日	令和七年四月一日	令和七年二月二十五日	辞退年月日

<p>久我 堯</p>	<p>黒木 崇文</p>	<p>森崎 善久</p>	<p>加藤 高行</p>
<p>聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害</p>	<p>心臓機能障害</p>	<p>ぼうこう又は直腸機 能障害</p>	<p>聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害</p>
<p>医療法人 久我クリニ ック</p>	<p>社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 所沢美原総 合病院</p>	<p>社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 所沢美原総 合病院</p>	<p>医療法人社団協友会 八潮中央総合病院</p>
<p>所沢市日吉町八―十一</p>	<p>所沢市美原町二―二千九百三十四 ―三</p>	<p>所沢市美原町二―二千九百三十四 ―三</p>	<p>八潮市南川崎八百四十五</p>
<p>令和八年三月一日</p>	<p>令和八年一月二十九日</p>	<p>令和八年一月二十六日</p>	<p>令和七年十二月三十一日</p>